

国保だより

3月は国民健康保険証の切り替え時期です

3月は保険証更新の季節です。令和5年1月31日現在、国民健康保険税に滞納がない世帯には、3月中に被保険者証を簡易書留にて送付します。それ以外の世帯は、市役所窓口での切替となります。窓口切替対象の方は、切替はがきが届き次第、指定日を目安に来所し切替を行って下さい。なお、指定日に来所できない方は、必ず3/31(金)までに切替を行って下さい。



切替日程	3月 6日(月)～ 7日(火)	高嶺地区	※切替日程など詳細は ハガキでご確認ください。 ※祝日(3/21)を除く
	3月 8日(水)～10日(金)	兼城地区	
	3月 13日(月)～15日(水)	三和地区	
	3月 16日(木)～17日(金)	潮崎・西崎地区	
	3月 20日(月)～23日(木)	糸満地区	
	3月 24日(金)	西川町	

- 窓口での保険証切替を行う際は、免許証などの本人確認書類を持参してください。
 - 別世帯の方が切替手続きを行う場合には、委任状が必要です。
 - 18歳以下の方の保険証は、滞納の有無に関わらず郵送されます。
 - 修学中の学生で修学特例の保険証が交付されている被保険者証は国民健康保険課窓口での切替になります。学生証のコピーまたは在学証明書を持参してください。
- ※後期高齢者医療被保険者証の切替は7月からです。

令和5年度の被保険者証はコスモス色です。

- 世帯構成の変更や、職場の健康保険に加入した等、加入の内容に変更が生じた場合は、14日以内に届出を行ってください。
- 修学や入所等を理由に他市町村へ住所を移される方も、国保への届出が必要です。
- 期間外に国民健康保険の保険証を使用して病院を受診した場合、使った医療給付費の返還を求める通知が届く場合があります。
- 施設入所等で遠隔地特例(マル遠)の被保険者証が交付されている方は、毎年届出が必要です。

保険証は大切に保管し、正しく使用しましょう。

沖縄県 国民健康保険 被保険者証	交付年月日 令和5年**月**日 有効期限 令和6年**月**日
兼高齢受給者証	発行期日 令和5年**月**日
一部負担金の割合 2割	
記号 糸国 番号 1 2 3 4 5 氏名 イトマン タロウ 糸満 太郎	70歳以上の方は、 自己負担額を ご確認ください
性別 男	
生年月日 昭和**年**月**日	
適用開始年月日 平成**年**月**日	
世帯主氏名 糸満 太郎	
住所 糸満市***丁目**番**号	
保険者番号 **470104	
交付者名 糸満市 印	
特定健診 受診券	整理番号 13199999999 受診期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで 特定健診を受けた日 年 月 日
がん検診 受診券	受診期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで 胃 肺 大腸 / / / / /

「その受診、適正ですか？」～整骨院・接骨院は正しく利用しましょう～

整骨院・接骨院で施術を受ける際、**単なる肩こりやスポーツ後の筋肉痛などへの施術に健康保険は使えない**ことは、ご存知でしょうか。整骨院・接骨院は、健康保険が使える場合と使えない場合があることを理解した上で、正しく利用しましょう。



保険証が使える場合

- 捻挫・打撲・肉離れ
(病院との重複受診はできません)
- 骨折・脱臼
(緊急時以外は医師の同意が必要です)



保険証が使えない場合 (全額自己負担)

- 単なる肩こり、筋肉痛、腰痛
- 疲労回復やリラクゼーションを目的とした施術
- 病気を理由とした痛みや凝り、症状改善のない長期施術(神経痛、リウマチ、椎間板ヘルニアや慢性病など)
- 仕事中や通勤中のけが
(労災保険の適用となります)



施術を受けるときには!

☑施術目的やケガの原因を正しく伝えましょう

ケガをした状況によって労災保険の対象になるなど、保険証が使えない場合があります。

☑療養費申請書は、必ず自署(サイン)しましょう

申請書の内容(負傷原因、負傷名、施術を受けた日数、金額など)に誤りがないかよく確認し、必ず自分でサインしましょう。

☑領収書を必ずもらいましょう

整骨院・接骨院は、無料で領収書を発行することを義務付けられています。必ず受け取り、保管して下さい。

☑施術が長期にわたるときは医師の診断を受けましょう

症状改善が見られず施術が長期にわたるときは、病気による痛みが原因である可能性があるため、医師の診断を受けましょう。

施術内容についての確認調査に、 ご協力をお願いします。

糸満市では医療費適正化のため、整骨院・接骨院での受診に伴う施術内容の確認をしています。糸満市より委託を受けた点検機関(ガリバー・インターナショナル株式会社)から皆様へ、右のような調査書が届いた際は、回答のご協力をお願いします。また、正確な回答ができるように必ず領収書を受け取り、施術内容の記録を残すようにして下さい。

